

一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 会費規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(以下、GCNJという)の定款第7条に基づき、当法人の入会金および会費に関する重要な事項を定める。

第2条（入会金）

会員の入会金は不要とする。

第3条（会費の使途と徴収）

会費は、GCNJとUNGCの運営費用、事務所、その他経費等の分担金とする。なお、UNGC分も、GCNJで年会費として一括徴収し、UNGCに分配する方式を取る。

2.正会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1) 企業の一般会員の年会費は、次の通りとする。

売上高(ドル)	Signatory	Participant
≥\$5B	56万円	111万円
\$1b-5b	42万円	83万円
\$250m-1b	28万円	56万円
\$50m-250m	14万円	28万円
\$25m-50m	10万円	14万円
<\$25m	10万円	10万円

(2) 海外親会社がGCに署名している日本法人の一般会員の年会費は、10万円／1口として、売上げUS\$50m以上の企業は2口以上、US\$50m未満の企業は1口以上とする。

(3) 企業以外の法人ならびに地方公共団体の一般会員の年会費は、10万円／1口として、1口以上とする。

(4) 理事会員：

企業は、(1)の会員年会費に追加して、次の理事会員年会費を負担する。

40万円／1口として、売上げUS\$50m以上の企業は2口以上、US\$50m未満の企業は1口以上。

企業以外の法人・地方公共団体は、(3)の会員年会費に追加して、次の理事会員年会費を負担する。

40万円／1口として、1口以上。

(5) 準理事会員:

企業は、(1)の企業会員年会費に追加して、次の準理事会員年会費を負担する。

20万円／1口として、売上げUS\$50m以上の企業は2口以上、US\$50m未満の企業は1口以上。

企業以外の法人・地方公共団体は、(3)の会員年会費に追加して、次の理事会員年会費を負担する。

20万円／1口として、1口以上。

(6) 年度途中に加入した場合の一般会員の年会費は、次に定めるとおりとする。売上げUS\$50m以上の企業は2口以上、US\$50m未満の企業は1口以上として、企業以外の法人・地方公共団体は1口以上とする。

① 1月加入:1口5万円

② 2月加入:1口2万円

③ 3月加入:1口1万円

3.賛助会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1)企業:1口5万円とし、1口以上とする。

(2)非営利団体:1口3万円とし、1口以上とする。

(3)一般個人:1口1万円とし、1口以上とする。

(4)学生:1口5千円とし、1口以上とする。

第4条 (会費の納入)

会員は、前条に規定する会費を別途制定する細則に従い、当該年度8月31日までに1年分を納入する。

2.入会の申し込みをした主体は、当法人の会員規程第5条に定める入会承認後、速やかに当該年度の会費を納入する。

3.会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

第5条 (本規程の施行)

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

第6条 (本規程の改廃)

本規程の修正および廃案は、理事会において決定する。

附表(1)

売上高(ドル)	Signatory	Participant
≧\$5B	US\$10,000	US\$20,000
\$1b-5b	US\$7,500	US\$15,000
\$250m-1b	US\$5,000	US\$10,000
\$50m-250m	US\$2,500	US\$5,000
\$25m-50m	LN 会費を適用	US\$2,500
<\$25m	LN 会費を適用	US\$1,250*

附表(1)の US\$ 金額を XE.com の 2017 年 7～9 月の 3ヶ月間平均レートによって円換算し、半額としたものが 2(1)の年会費である(千円単位を四捨五入)。次年度以降同様に算出するが、前年からのレート変動が 10%未満の場合は、前年と同じ会費金額となる(半額適用は 2019 年までとし、2020 年以降は別途決定する)。

*<\$25m で Participant 選択の企業については、10 万円が適用される。

平成23年10月20日 制定
 平成24年12月4日 改定
 平成25年5月30日 改定
 平成26年6月4日 改定
 平成27年7月1日 改定
 平成29年6月1日 改定
 平成29年10月27日 改定